

# 基 金 規 程

## (設置)

第1条 北尾自治会（以下「自治会」という。）の事業を推進するため、自治会が管理する各会計に基金を設置する。

## (基金の種類)

第2条 基金の種類及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 北尾まちづくり基金
- (2) 墓地管理基金

## (積立)

第3条 基金として積立てる額は、毎年度歳入歳出予算に計上した額とする。

## (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (基金から生ずる収入)

第5条 基金から生ずる収入は、それぞれの基金に繰り入れるものとする。

## (基金の運用)

第6条 自治会長は、財政上必要があると認めたときには、基金に属する現金を繰り替えて運用することができる。

## (基金の処分)

第7条 基金は、大規模な土木、建設、設備事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときに処分できる。

## 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。